

# 第5回 働き方改革モニタリング調査について

公益社団法人 全日本トラック協会  
2023年3月

## 1. 調査概要

### (1) 実施方針

全日本トラック協会は 2018 年 3 月に「トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン」(以下、アクションプラン)を策定し、2024 年度にはドライバーの時間外労働時間が年 960 時間超となるトラック運送事業者の割合をゼロ%とする目標を掲げています。このため、この目標の確実な実現に向けて、トラック運送事業者の働き方改革の進捗をモニタリングしています。

■アクションプランの達成目標：時間外労働年 960 時間超のトラック運転者が発生する事業者の割合

令和 3 年度 (2022年3月末まで)	施行後3年目	25 %
令和 4 年度 (2023年3月末まで)	施行後4年目	20 %
令和 5 年度 (2024年3月末まで)	施行後5年目	10 %
令和 6 年度 (2024年4月1日～)	適用開始年度	0 %

※ 今回調査 (第 5 回、2022 年 10 月時点) の水準は施行後 4 年目の途中に相当

### (2) 調査期間

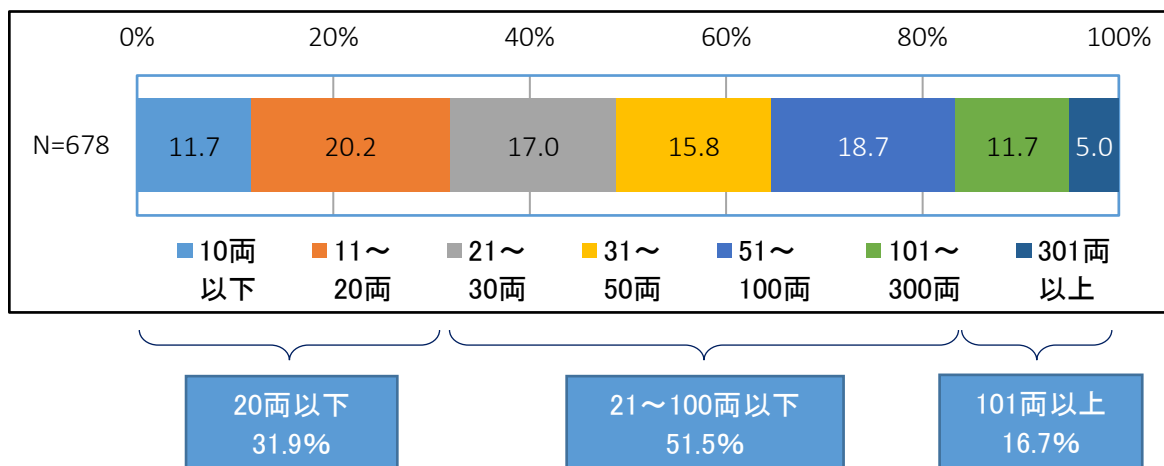
- ・ 2023 年 1 月に調査実施 (2022 年 10 月時点の状況を回答)。

### (3) 調査対象と回収数

- ・ 調査対象 : 1,185 事業者 (前回調査と同じ事業者)
- ・ 集計対象数 : 678 事業者 (集計率 57.2%、2023 年 3 月 3 日までの回収分を対象とした)
- ・ 調査方法別回収数 : 郵送回答 343 (50.6%)、Web 回答 335 (49.4%)

### (4) 回答事業者の保有車両規模

図表 1 保有車両規台数(会社全体)



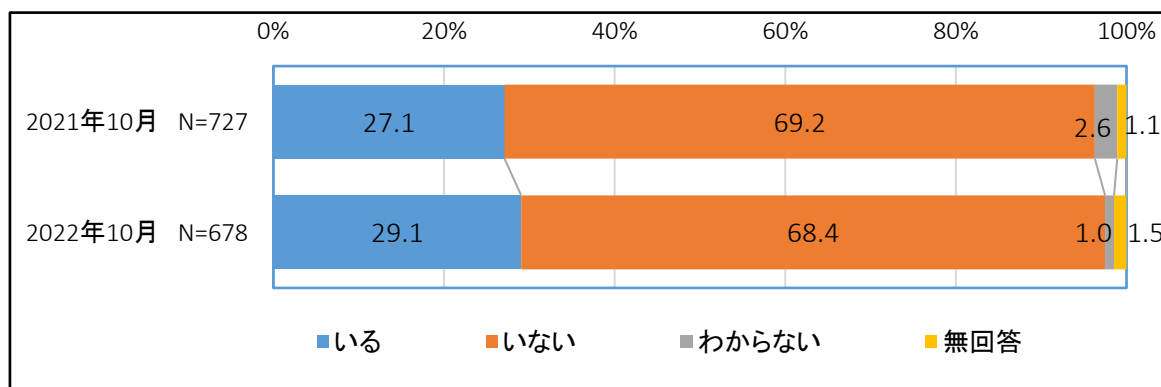
注：構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない (以下同様)。

## 2. 時間外労働時間の上限を超える従業員の有無<sup>\*1</sup>

### ■ドライバー

- ・時間外労働時間(法定休日労働を含まない)が年 960 時間を超えるドライバーがいるかを尋ねたところ、「いる」の割合は 29.1 %で前回調査よりも僅かに大きくなった(前回調査 27.1 %)。

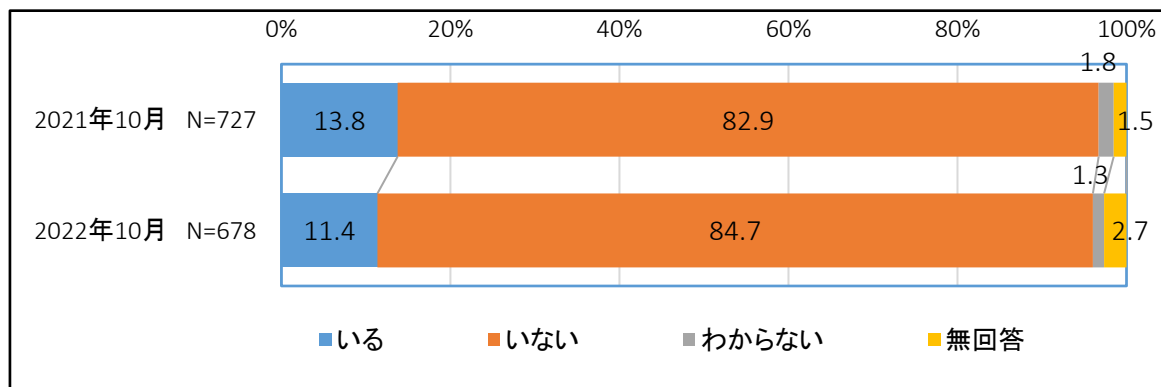
図表 2 時間外労働時間が960時間超となるドライバーの有無



### ■ドライバー以外の一般労働者

- ・時間外労働時間(法定休日労働を含まない)が年 720 時間を超える一般労働者がいるかを尋ねたところ、「いる」の割合は 11.4 %で前回調査よりも僅かに小さくなった(前回調査 13.8 %)。

図表 3 時間外労働時間が720時間超となる一般労働者の有無



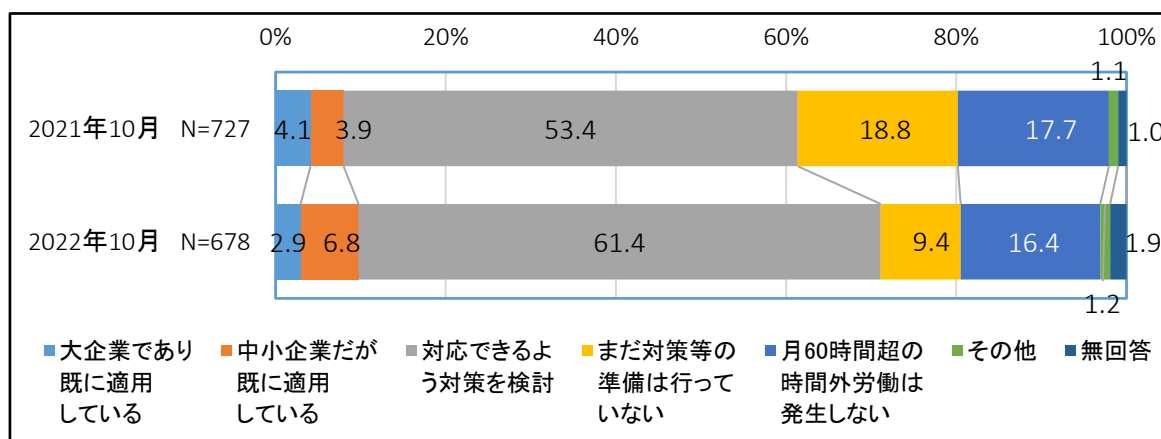
\*1 ドライバーの時間外労働時間の上限は 2024 年 4 月から年 960 時間となる。

ドライバー以外の一般労働者(運行管理者や事務職等)については時間外労働時間が 36 協定の限度を超える場合に付す特別条項がある場合、上限は年 720 時間(大企業は 2019 年 4 月から、中小企業は 2020 年 4 月から適用)。

### 3. 月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率<sup>\*1</sup>

- ・月 60 時間超の時間外労働に対する時間外割増賃金率引き上げについて、準備しているかを尋ねたところ、「既に 60 時間超の残業に割増賃金率 50 %を適用している」は 9.7 %（内訳は「大企業であり既に適用」が 2.9 %、「中小企業だが既に適用」が 6.8 %）であった。「2023 年 4 月までに割増賃金率 50 %に対応できるよう、対策を検討している」は 61.4 %であった。
- ・「まだ対策等の準備は行っていない」は 9.4 %で前回調査（18.8 %）より減っている。

図表 4 60時間超の時間外労働に対する時間外割増賃金率引き上げへの準備



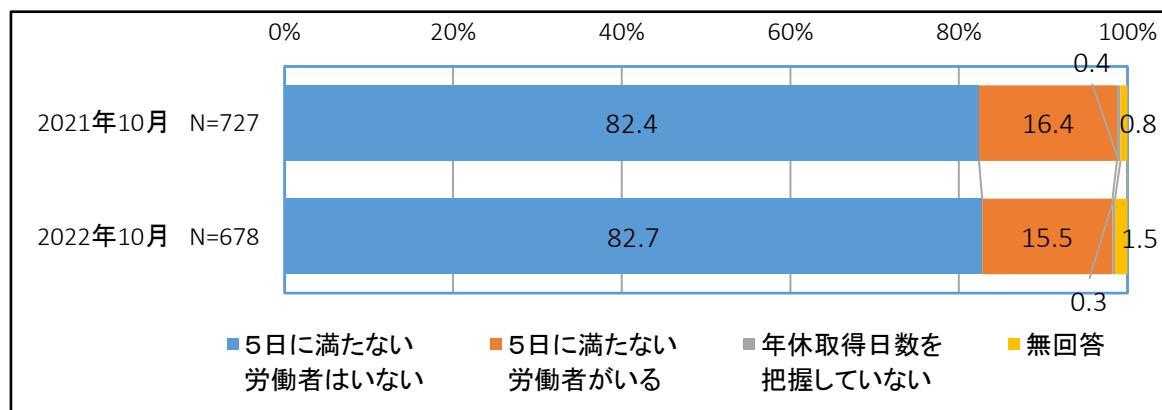
\*1 月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率は、中小企業でも 2023 年 4 月より 25 %から 50 %へ引き上げられる。

## 4. 年休の取得\*

### ■ドライバー

- ・年次有給休暇付与日数が10日以上となるドライバーについて、年休を5日以上取得させているかを尋ねたところ、「年休取得日数が5日に満たない労働者はいない」が82.7%であった。「年休取得日数が5日に満たない労働者がいる」は15.5%であった。

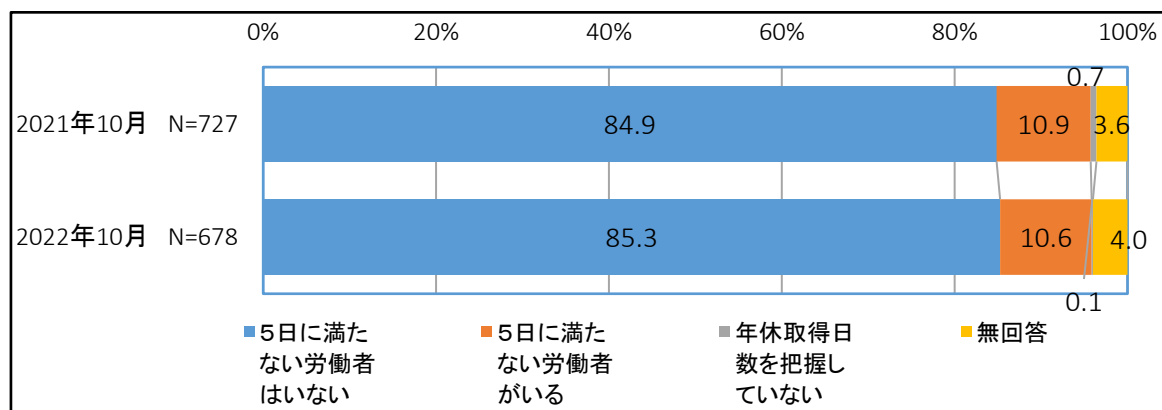
図表5 年休の取得状況（ドライバー）



### ■ドライバー以外の一般労働者

- ・年次有給休暇付与日数が10日以上となる一般労働者について、年休を5日以上取得させているかを尋ねたところ、「年休取得日数が5日に満たない労働者はいない」が85.3%であった。「年休取得日数が5日に満たない労働者がいる」は10.6%であった。

図表6 年休の取得状況（一般労働者）



\*1 2019年4月から、年次有給休暇の付与日数が10日以上の労働者を対象に、付与された日数のうちの5日分について個人別に取得時季を指定することが使用者に義務付けられた（年5日の年休付与義務付け）。この義務付けは企業規模に関係なく適用される。